

多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申の概要

1. 議会についての現状認識と課題

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%
【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%
※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向

- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

2. 議会における取組の必要性

- 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

①多様な人材の参画を前提とした議会運営

勤労者等の議会参画

➡夜間・休日等の議会開催等

女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画

➡ハラスメント相談窓口の設置

会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等

小規模市町村における処遇改善

➡議員報酬の水準のあり方を議論

③議長会等との連携・国の支援

➡ハラスメント対策に関する議長会の調査

②住民に開かれた議会のための取組

デジタル技術を活用した情報発信の充実

➡SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化
にあわせた情報公開の充実等

住民が議会に参画する機会の充実

➡住民と政策や議会運営を考える場
(例：政策サポーター、議会モニター)

➡デジタル化について技術的・財政的課題を抱える
小規模市町村への国・議長会の支援

3. 議会の位置付け等の明確化

- 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）

4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。
※就業規則における対応

- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

5. 議会のデジタル化

- 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。

- どのような場合に可能とするか。

- ①事由を問わず幅広く可能
- ②原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
- ③引き続き議場での出席を前提にしつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで「参加」

- 本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。
※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)

- 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。

総務省、三議長会による立候補環境の整備に係る経済団体への要請活動

日 程	令和5年1月26日（木） (※全国商工会連合会への要請は3月1日(水))
要請者	<総務省> ○尾身朝子 総務副大臣 <三議長会> ○柴田正敏 本会会長 ○清水富雄 全国市議会議長会会长 ○南雲 正 全国町村議会議長会会长 (※本会は全国商工会連合会への要請は事務総長が対応)

要請先	<日本経済団体連合会> ○藤原清明 専務理事、岩崎一雄 常務理事 <全国中小企業団体中央会> ○佐藤哲也 専務理事、佐久間一浩 事務局次長、 大谷武士 労働政策部長 <日本商工会議所> ○久貝卓 常務理事、荒井恒一 理事・事務局長、 五十嵐克也 理事・企画調査部長、 大下英和 産業政策第二部長 <全国商工会連合会> ○後藤準 常務理事
-----	--

要請内容

総務省

勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関する要請書

貴団体におかれましては、（略）各企業が次の事項に取り組んでいただけますよう、傘下団体・企業に対する周知について、御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

- 1 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補することができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則について必要な見直しを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対し解雇や減給等の不利益な取扱いをしないこととしていただくこと。
- 2 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うことにより、議員との副業・兼業を可能としていただくこと。

三議長会

地方議会議員の立候補環境の整備について

-多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けて-

- 女性や若者等多様な人材の地方議会への参画につなげるため、第33次地方制度調査会答申で明記された、次の事項について、格別の配慮をお願いしたい。

企業の就業規則において、

- 1 立候補に伴う休暇制度を設けること。
- 2 議員との副業・兼業を可能とすること。

◎要請を受けた経済団体の主な反応

- 要請内容について、傘下団体、企業に対する周知を行いたい。議会に参画しやすい環境を双方で整えていくことが重要